

令和7年9月26日

健全化判断比率及び資金不足比率の公表について（令和6年度決算）

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」（平成19年法律第94号）第3条第1項及び第22条第1項の規定に基づき、佐川町議会9月定例会にて報告しました指標について、下記のとおり公表します。

記

【健全化判断比率】（単位：％）

指標名	令和6年度	令和5年度	早期健全化基準	対象範囲
実質赤字比率	—	—	15.0	一般会計等
連結実質赤字比率	—	—	20.0	一般会計等,公営事業会計
実質公債費比率	6.9	5.4	25.0	一般会計等,公営事業会計,一部事務組合,広域連合
将来負担比率	—	—	350.0	一般会計等,公営事業会計,一部事務組合,広域連合

※実質赤字比率及び連結実質赤字比率は赤字額がないため、「—（該当なし）」で表示しています。

※将来負担比率はマイナスのため、「—（該当なし）」で表示しています。

【資金不足比率】（単位：％、公営企業会計毎）

対象会計名	令和6年度	令和5年度	経営健全化基準
水道事業会計	—	—	20.0
病院事業特別会計	—	—	20.0
農業集落排水事業会計	—	—	20.0

※全会計において資金不足（収益的収支の赤字）がないため、「—（該当なし）」で表示しています。

令和6年度決算に基づき算定された佐川町の「健全化判断比率」及び「資金不足比率」については、上記のとおり早期健全化基準及び経営健全化基準をすべて下回っています。

なお、早期健全化基準を一つでも上回った場合は早期健全化計画を、また経営健全化基準を上回った会計については経営健全化計画を定め、法に基づく外部監査や議会への実施状況報告等が求められます。